

出産・育児

● 本人が出産の際の休暇制度

- ・ 産前休暇・・・出産予定日の 6 週間前から(希望)
- ・ 産後休暇・・・出産後 8 週間まで
(希望により 6 週間に短縮できます)

● 健康保険からの給付金

- ・ 出産手当金・・・出産前 12 ヶ月の平均報酬月額
の 2/3 が休暇期間分給付されます。
- ・ 出産一時金・・・1 児につき 50 万円
(病院での費用負担が減ります)

● 育児関係・・・男性も取得できます。

育児休業	産後休暇後、1 歳になるまでの 休業(延長になる場合あり)
子の看護 休暇	小学校 3 年生修了まで、1 年間 5 日を限度に病気やケガ、入園(入 学)式、卒園式などで休暇あり
時間外労 働の制限	3 歳に満たない間は時間外労働免 除、未就学児は 1 ヶ月 24 時間ま でに制限できる
短時間勤 務	希望した場合、小学校第 1 年生修 了までの間は 1 日 6 時間まで勤務 時間短縮できる

・ 育児休業給付金

1 歳までの育児期間中(延長の場合あり)、雇用
保険平均給与の 50%～67%が給付されます。